

＜談話＞マイナカードで資格確認できない場合の対応通知について

改めて健康保険証の廃止撤回を要望する

厚生労働省は7月10日、「マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない場合の対応について」という保険局長通知（以下、通知）を発出した。

マイナンバーカードで資格確認ができない場合について、患者自身のスマートフォンなどでマイナポータルにアクセスして資格情報の画面を提示するか、持参している健康保険証で資格確認できない場合は、患者に被保険者資格申立書の記入をお願いする。それにより患者自己負担分（3割等）の支払いを求める。過去に受診歴があり、その時から資格情報が変わっていないことを口頭で確認し申し立て書に記載すべき情報を把握できている場合は、申立書の提出があったものとして取り扱うことができる一などの対応が示された。

マイナカードを巡っては全国保険医団体連合会のトラブル事例調査によって、資格確認ができないため窓口で10割負担を求められるケースが多数（6月19日発表分で1291件）明らかになった。この批判を受けて、「オンライン資格確認のシステム運用マニュアル」（支払基金、国保中央会）が6月2日に改訂され、「10割負担を受領」から「券面に記載された生年月日情報に基づいて自己負担分（3割負担等）をお支払い」に変更された。通知は、厚労省として改めてそれを示したものである。

資格があるのに窓口で資格確認ができないために10割負担を求められるというのは、本来あってはならない事態である。だが、保険証を忘れた患者に医療機関が個別に「月内に持ってきて」という対応をすることと、マイナカードの対応も「保険証と同じようにやって構わない」（河野デジタル担当大臣）と発言して、国が原則を曲げてしまうのはまるでレベルが異なる。そのためにいくつもの行程や矛盾が増えて、患者、医療従事者だけでなく、自治体や保険者、審査支払機関にも手間やコストが積み上がっていく。

また、政府はカードを持たない人に発行する資格確認書を申請がなくても交付する検討に入ったという。高齢者など申請が困難な方々が保険診療から遠ざけられてしまうという不安や不信感を受けてのことで、現行方針よりましなことは間違いない。だが、数千万人規模に保険証と同じ機能のものを一律交付するコストと手間を考えれば、いよいよ保険証廃止の必要性が揺らぐ。

通知は医療費負担について、「最終的に保険者を特定できなかった場合には、災害等の際の取扱いを参考に、保険者等で負担を按分」という。まさに災害レベルの事態を引き起こしているのは、国民の声を聴けない政府自身であることを自覚すべきである。弥縫策を重ねるごとに矛盾と負担が拡大していく事態をこれ以上見過ごすことはできない。マイナ保険証と並行して現行の健康保険証を残す、これだけで解決する。簡単なことだ。

私たちは改めて健康保険証の廃止を撤回すること、廃止を取り止める法整備が整うまでは、廃止を凍結することを要望する。

2023年7月20日
京都府保険医協会
副理事長 渡邊賢治